平成２８年（再イ）第１３号
北九州市八幡西区本城３丁目２番１―301号
再生債務者　中島賢太郎
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月23日まで
平成28年６月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再イ）第１４号
北九州市若松区小糸町３―24　小糸寮407号
再生債務者　牛島　直人
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月23日まで
平成28年６月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再イ）第１８号
北九州市小倉北区下到津５丁目９番26―401号
再生債務者　定村　宏行
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月24日まで
平成28年６月３日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再イ）第２０号
北九州市小倉北区赤坂４丁目15番２号
再生債務者　川端　敏子
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月24日まで
平成28年６月３日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再イ）第１１号
広島県東広島市高屋町小谷1406番地317
再生債務者　坂本　光広
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月30日まで
平成28年６月２日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第２号
宮崎市橘通西５丁目５番７号　エムシーコート橘通り1403号
再生債務者　山崎　孝明
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月１日まで
平成28年６月３日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第７号
神戸市西区池上１丁目12番地の１　Ｅ―703号
再生債務者　杉本　一成
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月４日まで
平成28年６月３日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第１１１号
（再生計画認可決定時の住所）奈良市佐保台西町23　ダイヤモンドベイ平城山305
再生債務者　井手口日出男
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成23年６月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年６月３日　奈良地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第４６号
兵庫県姫路市白浜町神田１―27―３レオネクストｃｏｍｆｏｒｔ松風107号
再生債務者　中本　隆義
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成28年６月１日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再イ）第１６０号
大阪府枚方市招提元町１丁目38番26号
再生債務者　松本　克紀
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第９号
大阪市生野区生野西３丁目７番１号
再生債務者　田畑　　明
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月４日から平成28年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号
長野県飯田市座光寺3482番地
再生債務者　佐々木秀明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年６月17日まで
平成28年６月３日　長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（再ロ）第１号
山梨県甲斐市篠原58番地11　センチュリーハイツ101号
再生債務者　熊谷　則行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年６月29日まで
平成28年６月１日
甲府地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００３５号
東京都豊島区池袋本町１―35―６
再生債務者　寺崎　雅実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１００１１号
東京都武蔵村山市大南３丁目37番地の21
再生債務者　八巻　幸治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月３日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再ロ）第７号
広島市西区鈴が峰町17番10―203号
再生債務者　小田　　聖
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月２日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再ロ）第２号
岐阜県揖斐郡池田町片山1100番地　セジュールＮＡＲＵＳＥ　Ａ棟101号
再生債務者　間野　和則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月３日　岐阜地方裁判所大垣支部